

## 第5章 計画の推進

### 【1】計画の推進体制

---

#### 1 市内連携体制の強化

障がいのある人への支援や福祉に関わる取組は、障害福祉サービスの適切な提供をはじめ、障がいに対する理解の促進やそのための啓発活動に加え、労働、教育、保健、医療など市内の幅広い事業分野に及びます。

本計画の推進にあたっては、市内の関係部署が十分に連携を図り、市内横断的に様々な取組を推進します。

#### 2 関係機関との連携の強化

本計画は、市民をはじめ関係機関、行政との協働による推進が重要です。そのため、社会福祉協議会や障害福祉サービス提供事業所、民生委員児童委員や自治会、企業、保健医療機関、住民ボランティア等関係機関との連携を強化し、地域における障がい者支援体制の強化を図りながら、取組を推進します。

#### 3 宇和島市地域自立支援協議会等との連携

医療機関や教育機関、就労関係、福祉施設関係、市民、組織の関係者等様々な分野からの参画により構成される「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」及び「宇和島市地域自立支援協議会」において、本計画の進捗状況の報告及び障がい者福祉の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、連携しながら取組への反映に努めます。

また、定期的に本計画に基づく取組の進捗状況及び障害福祉サービス等の提供状況等について検討委員会で評価を行い、効果的な事業の推進を図るとともに、必要に応じて計画の修正を行います。

#### 4 計画の周知

本計画の推進にあたっては、市民をはじめ行政、サービス提供事業所や関係機関が連携、協働しながら取り組むことが重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画の趣旨や目的、障がいのある人の福祉に関する取組や事業について広く周知を図ります。

## 【2】計画の点検及び評価

計画の進行管理にあたっては、本計画（PLAN）の内容に基づいて事業を推進し（DO）、評価、検証（CHECK）を踏まえ、改善（ACTION）を図る必要があります。

このPDCAサイクルの考え方に基づき、計画から評価まで、そして改善を計画に反映させる各々のプロセスを経て、環境の変化への迅速かつ柔軟な対応を図ります。

### 【 PDCAサイクルによる進行管理 】

